

「生存圏研究」投稿要領*

生存圏研究所広報委員会**

1. はじめに

「生存圏研究」は、京大大学生存圏研究所発行の和文雑誌であり、生存圏科学の研究成果を報告することを目的とする。発刊は年 1 回とし、当委員会が編集にあたる。

2. 投稿資格

原則として京大大学生存圏研究所に所属する者（以下、「構成員」という）とする。

3. 原稿の種類

「生存圏研究」は、以下の内容で構成する。

- ① 総説：生存圏科学に関する最新の研究を広く総括し、分かり易く論説したものとする。総説として分類される原稿の例としては、宇治キャンパス公開の際に実施される生存圏研究所一般講演会の講演要旨（適宜改訂を行うか否かは、著者に委ねる）や、ミッション専攻研究員によるミニレビュー等である。ページ数には特に制限を設けないが、記述を要領よく行い冗長でないこと。概要を必ず付し、本文、文献、図表を含むものとする。
- ② 論文：生存圏科学に関する独創的な研究で、価値ある成果を含むものとし、他誌に未投稿のものとする。ページ数には特に制限を設けないが、記述を要領よく行い冗長でないこと。概要を必ず付し、それ以外の体裁については、原則として、緒言、理論、実験または観測、結果、考察、結論、謝辞、文献、および図表とし、これらのうち不必要な項目を省いてもよい。
- ③ 解説・資料：必ずしも未発表の独創的研究である必要はないが、生存圏科学に関する学術的に価値ある内容を含むものとする。具体的には、著者が既に発表している論文数編を簡潔にまとめ、質的に新たな知見や考察を加えたもの、特定の研究項目について他分野の読者に向けて平易に解説したもの、データベース、分析手法などが挙げられる。体裁およびページ数については特に制限を設けないが、記述を要領よく行い冗長でないこと。

4. 原稿の体裁

「生存圏研究」は A4 の冊子とする。印刷用最終原稿は、原則として投稿・寄稿者が作成するものとする。当委員会が別途用意した MS-Word のひな型ファイルを使用し、当誌の体裁に合わせた原稿を作成すること。ファイルが必要な場合は、当委員会へ問い合わせること。図版は原則として白黒とするが、著者が費用を負担する場合はカラーも認める。当研究所ホームページで公開する際は無料でカラー図版にて掲載することができる。不明な点は、当委員会へ確認すること。

* 2016 年 5 月 17 日作成

** 〒611-0011 宇治市五ヶ庄 京大大学生存圏研究所

5. 投稿の手続き及び採否について

原則として、MS-Word のファイルを、メールに添付する形で当委員会あて (koho@rish.kyoto-u.ac.jp) に提出する。ただし、MS-Word による提出が困難な場合は、PDF 形式とする。MS-Word とPDF のいずれの形式による提出も困難な場合、もしくは、電子媒体での提出が困難な場合は、投稿前に当委員会へ連絡すること。また、電子媒体以外の体裁で提出された場合の原稿は、原則として著者へ返却しない。論文または解説・資料を投稿する際には、論文と解説・資料のいずれとして投稿するかを明記すること。

投稿に際しては、当委員会が指定する誓約書・承諾書（別添）を、著者全員が署名のうえ、原稿に添付すること。また、既に出版された資料の複製を用いる場合や、個人の身元が判明するような図版の使用や情報の報告を行う場合は、それに係る一切の承諾書のコピーを添付すること。

提出された原稿の採否は、当委員会で決定する。当委員会は、投稿原稿について訂正を求めることができるものとする。「論文」および「解説・資料」として投稿された原稿については、査読を行う。査読者は、著者（共著者を含む）以外の構成員から、適当な者を広報委員会が選出する。

6. 著作権について

本誌に掲載された記事の著作権は京都大学生存圏研究所に帰属する。ただし、その内容を著作者自らが利用する場合は、当委員会の許諾を得ずに行うことができるものとする。

7. 受理された原稿の開示について

受理された原稿の PDF 版を、京都大学のリポジトリおよび生存圏研究所ホームページで公開する。また、他研究機関のリポジトリへの掲載依頼があった場合、原則としてこれに応じるものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではなく、理由書を投稿時に広報委員会に提出するものとする。広報委員会が認めるものについては、開示は行わない。

8. 投稿料について

カラーの図版を含む原稿については、カラー印刷による印刷費用の増分を含む投稿料を申し受ける。参考までに、カラーの図版を含む場合の投稿料は、1 ページ当たり数千円程度と見込まれるが、投稿料の確定は、和文誌の印刷代金の確定後となる。確定した投稿料は、当委員会より著者へ連絡する。なお、カラーの図版を非常に多く含む原稿を投稿したい場合は、事前に当委員会へ問い合わせること。